

- こと
- ロ、壹圓五拾銭以下の者は年二回（一回拾銭以上）昇給のこと
- 二、奨励金最低基準函數四萬圓に引下
- 三、公休日に関する件
- 1、家族に死亡者ある時及天災地變の爲引續き休業を必要とする者にありては十日間の間隔を置かずとも公休を許可すること
 - 2、公休日には日給を支給すること
 - 3、皆勤は従前通のこと
 - 4、期末賞與は日給二十日分以上支給すること
 - 5、幼年工に對し本作業員の半額の奨励金を支給すること
 - 6、退職に關する件

- 1、大正十年制定の退職手當を支給すること（一、二、現在は會社の内狀として減額支給しつつあり、）
- 2、退職の場合には幼年工より年數を加算すること
- 3、~~事件~~ 年五十五歳^となすこと
- 七、作業員には社宅を無料貸與し社宅を提供せざるものには住宅料拾圓支給すること
- 八、春秋二回會社費用にて慰安會を行ふこと
- 九、四大祝日並に工場記念日には酒肴料一人貳圓宛支給のこと
- 職夫に關する分
- 一、職夫婚費供給制度を撤廢し會社直備とすること
 - 二、職夫にして六ヶ月以上勤續の者は作業員に昇格せしむること
- 三、賞金制度